

(参考)

変更前後対照表

(下線：変更箇所)

下坂部川出地区防災街区整備地区計画			
	項目	変更後	変更前
防災街区整備地区整備計画	建築物の構造に関する防火上必要な制限	1 建築物の構造は、 <u>法第53条第3項第1号に規定する耐火建築物等又は準耐火建築物等</u> としなければならない。ただし、 <u>法第67条第1項各号のいずれかに該当するもの</u> については、 <u>この限りでない</u> 。 2~4 (略)	1 建築物の構造は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、 <u>法第61条各号のいずれかに該当するものはこの限りでない</u> 。 2~4 (略)